

尾張旭市監査公表第3号

平成29年12月27日付け尾張旭市監査公表第27号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

健康福祉部長寿課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>高齢者健康づくり事務運營業務委託の契約事務において、公表の事務手続が適切に行われていない。</p> <p>随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。</p>	<p>今後は随意契約ガイドラインに則り、公表の事務手続を行うよう改善します。</p>
<p>尾張旭市地域シニアクラブ補助金において、交付決定額が予算額を超えている。</p> <p>尾張旭市地域シニアクラブ補助金交付要綱により、補助金を交付すべきものと認められたときは、予算の範囲内において交付決定することとなっている。</p>	<p>今後は補助金交付要綱に則り、予算の範囲内で交付決定するよう事務手続を改善します。</p>